

2021 年度（仮称）手稲山口地域協議会運営支援業務 提案説明書

1 業務の名称

2021 年度（仮称）手稲山口地域協議会運営支援業務

2 趣旨

本説明書は、「2021 年度（仮称）手稲山口地域協議会運営支援業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

北海道新幹線は新函館北斗駅から札幌駅間の 2030 年度末開業を目指し、鋭意、工事が進められている。

北海道新幹線のルートはトンネル区間が多く、札幌市内からは 230 万 m³ 程度のトンネル掘削土が発生する見込みである。そのうち半数の 115 万 m³ 程度は自然由来の重金属等が土壌汚染対策法に規定される基準値を超過した土（以下、対策土という。）であると想定され、札幌市内の対策土の受入地の一つとして、手稲区手稲山口地区市有地（以下、「山口地区」という。）を確保したところである。

山口地区での事業の推進に当たっては、周辺住民のご理解とご協力が必要であるため、山口地区の住民代表者と工事の実施主体である鉄道・運輸機構、札幌市の三者で（仮称）手稲山口地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、工事状況の確認、跡地利用の検討、地域振興のための課題の共有を進めていく事としている。

本業務では、協議会の円滑な進行と活発な議論を促進するなど、協議会運営に係る企画・支援を行うことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 協議会の概要

ア メンバー構成、人数

- ① 手稲山口地区住民の代表者 10 名程度
- ② 事務局 札幌市新幹線推進室、鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局

イ 協議会の具体的な活動内容（予定）

① 工事の安全性の確認

主に、鉄道・運輸機構から工事の内容、スケジュール、モニタリング結果等の情報提供及び説明を行う。その他、必要に応じて新幹線のトンネル工事現場の見学を実施。

② 地域課題の共有、跡地利用に関する検討

協議会メンバー同士の話し合いにより、手稲山口地区の地域振興のための課題の共有、受入地の跡地利用の検討を行う。事務局からは、検討内容に応じて必要な情報提供を行う。

③ 農産物の PR

手稲山口地区は農業が盛んな地域であり、地域活性化の観点から、農産物の PR について検討を行い、実施する。

④ 活動内容の情報発信

随時、①～③の協議会の活動に関する情報発信を行う。

※協議会の活動内容は、今後協議会の中で検討され、変更する場合がある。

ウ 令和3年度の協議会の会議の実施回数（予定）

令和4年3月末までに全4回程度実施予定。なお、初回の協議会の会議については、本業務の対象としない。初回の協議会の会議では、協議会の概要説明の他、工事に関する説明等を行う予定である。初回会議開催後、令和4年3月末までに開催する3回程度の会議について、本業務の対象とする。

エ 協議会の会議の1回あたりの開催時間（予定）

1回あたり、準備を含めて3時間程度の予定

(2) 業務の内容

ア 協議会の運営に関する企画や支援、アドバイス

協議会の効果的、効率的な運営に関する企画や支援、アドバイスを行う。特に、4(1)イ②地域課題の共有、跡地利用に関する検討については、他自治体の事例等も紹介しながら、参加者同士の議論が深まり、活発化するような工夫を行う。

イ 協議会の各回会議の司会進行、ファシリテーション、議事録作成

協議会の各回会議における全体の司会進行とともに、テーブルワーク等において議論が促進されるよう効果的なファシリテーションを行う。また、協議会の各回の会議ごとに議事録を作成し、提出する。

ウ 協議会の各回会議に関する事前準備、資料作成

協議会の各回の会議開催に当たっては、事前に運営・進行等について十分協議を行い、準備を行う。また、協議会の各回会議に必要な資料を作成する。

エ 活動内容の情報発信のためのニュースレター等の作成、配布

協議会の各回の会議終了後、速やかに会議の内容をまとめたニュースレター等を作成し、手稲山口地区への配布を行う。なお、作成、配布部数は200部程度を想定している。また、ニュースレターについては、データでも提出する。

オ その他

※1 4(1)イ①工事の安全性の確認については、工事見学も含め、主に鉄道・運輸機構が資料の作成、内容の説明を行う。

※2 4(1)イ③農産物のPRについて、協議会の中で実施内容を検討するが、実施にあたり費用が生じる場合は、必要に応じて札幌市が別途負担する。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和4年3月25日(金)までとする。

6 業務提案の上限額

金4,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1)業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取り組み方針等	A4版1ページまで
(2)協議会の運営に関する企画、支援、司会進行、ファシリテーション、資料作成、活動内容の情報発信	協議会において活発で充実した議論が行われるための運営に関する企画や支援の内容、司会進行やテーブルワークの実施方法及びニュースレターのデザインイメージ	A4版4ページまで
(3)その他独自提案	上記のほか、協議会の活動目的に資する取組についての提案事項があれば提案	A4版1ページまで
(4)業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当者の類似業務に関する経歴	A4版1ページまで
(5)参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4版1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和3・4年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」、又は、

平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」の入札参加資格者の登録されている者であること。

- (6) 国又は地方公共団体が発注した、市民、住民同士または市民、住民と行政との協議や対話の場の運営に係る業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

ア 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

（イ）同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8－(6)に係る業務の実績を記載

（イ）業務の実施を証明する書類

上記（イ）に記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提案者が必要と判断した書類）

（ウ）競争参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは、A 4 版とし両面印刷とする。企画提案書のページ数は、上記 7 を参照すること。ただし、下記 11 に示す二次審査におけるプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

【副本】 10 部

上記イの企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記 14 の担当に提出すること。

(3) 提出期限

令和 3 年 9 月 7 日（火）15 時 00 分**必着**とする。なお、送付の場合は特定記録による送付とし、提出期限日の前日必着。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

- エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及びその責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等の返却はしない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和3年8月30日（月）12時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の担当まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「2021年度（仮称）手稲山口地域協議会運営支援業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提案書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は3件までとする。なお、参加者が3者以下の場合は、一次審査を省略する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、二次審査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提出書類による書類審査にて審査を行う等、審査方法の変更を行う可能性がある。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当者とする。

(イ) プレゼンテーションは、35分程度（説明15分以内・質疑20分程度）とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和3年9月9日（木）

二次審査 令和3年9月16日（木）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の5割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査または二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)の点数が高い順に審査通過者または契約候補者とし、当該項目においても同点の場合は、(3)の点数が高い順に審査通過者または契約候補者とする。さらに、当該項目においても同点の場合は、くじ引きにより審査通過者または契約候補者を決定する。

[審査基準]

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	15
(2) 協議会の運営に関する企画、支援、司会進行、ファシリテーション、資料作成、活動内容の情報発信	協議会を円滑に運営し、活発で有意義な議論が展開されるような妥当かつ具体的な内容になっているか。 類似事例の紹介、議論への活用は妥当かつ具体的なものであるか。 効果的な情報発信が期待できるか。	45

(3) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。	25
(4) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当者を配置したものであるか。	15
合 計		100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性格上、当該契約にあたり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

- (1) 札幌市公式ホームページ「手稲区手稲山口地区で開催した事前調査に関する説明会（令和2年6月）資料」
<https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/jizen.pdf>
- (2) 札幌市公式ホームページ「手稲区手稲山口地区で開催した事前調査に関する説明会（令和2年6月）質疑概要」
<https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/gijigaiyouy1.pdf>
- (3) 札幌市公式ホームページ「手稲区手稲山口地区で開催した北海道新幹線トンネル掘削土受入候補地に関する説明会（令和3年3月）資料」
https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/202103_yamaguchi_shiryou.pdf
https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/202103_yamaguchi_shiryou_sankou.pdf

- (4) 札幌市公式ホームページ「手稲区手稲山口地区で開催した北海道新幹線トンネル掘削土受入候補地に関する説明会（令和3年3月）質疑概要」

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/202103_setsumeikai_shitsugi.pdf

- (5) 札幌市公式ホームページ「北海道新幹線トンネル掘削土受入候補地（山口地区）に関するオープンハウス（第3回 令和3年4月）資料」

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/202104_openhouse_panel.pdf

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/202104_openhouse_part1-2_goiken.pdf

14 担当

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話：011-211-2492 F A X：011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp